

手続きに参加する方々にご負担いただく額の見込み

～手続き参加時には支払いは不要。順天堂大学からの回収金から下表①②の合計額を控除して分配します～

| 名目及び金額の見込み | 説明 |
|--|--|
| <p>①手続き参加のための費用（上限額）</p> <p>：届出債権金額の5%+（試験数×1,000円）</p> <p>※上記（試験数×1,000円）は印紙代になります。受験した試験数が1つ増えるごとに印紙代が加算されます。</p> | <p>○1段階目の共通義務確認訴訟と2段階目の手続きに参加した方々の債権を裁判所に届け出るまでの当機構の費用を、手続きに参加した方々にご負担いただくものです。</p> <p>○手続き参加者の届出債権総額に占める個々の方々の債権額の割合に応じて費用をご負担いただきます。ご案内時点での予測に基づく上限額として左記の負担割合をご案内しており、実際の債権総額が想定を上回った場合には、再計算の上、お一人当たりの負担割合を低くします。一方で、債権総額がこれを下回った場合でも左記の負担割合を変更する（負担割合を高くする）ことはいたしません。</p> <p>（費用・報酬規程第3条）（授権契約書第3条（1））</p> <p>○当機構と授権契約を締結の上、裁判所に債権届出を行った場合には、その後の裁判所での手続きの結果、分配できる金員がない方（例えば、請求が認められない場合）でも、左記（届出債権金額の5%と試験数×1,000円の印紙代）はご負担いただきます。あらかじめご了承ください。（授権契約書第3条（1）②）</p> <p>○左記には印紙代（試験数×1,000円）が含まれていますが、裁判所での手続きの結果、ご負担いただく印紙代の額が低くなる場合があります。</p> |
| <p>②債権届出後の費用及び報酬（上限額）</p> <p>：分配額の20% （現時点での算定見通しです。）</p> | <p>○当機構が2段階目に参加した方々の債権を裁判所に届け出た後、順天堂大学からの認否があります。認否に不服があり当機構が認否を争った場合には、裁判所が債権額を決定します。債権額決定後、順天堂大学から支払いを受けて当機構が皆様に分配します。</p> <p>○前記に係る当機構の手続費用と報酬の合計額が「債権届出後の費用及び報酬」です。</p> <p>（費用・報酬規程第4条）（授権契約書第3条（2））</p> |

※なお、異議後の訴訟（裁判所の決定した債権額に不服があり異議を申し立てた場合に行われる債権額を決めるための訴訟）に至った場合には、上記①②に加え、別途発生する費用及び報酬をご負担いただきます。（授権契約書第3条（4））